

付 録

用語の解説

あ

AED (P.82)

自動体外式除細動器の略で、電源を入れると音声で操作が指示され、救助者がそれに従って除細動（傷病者の心臓に電気ショックを与えること）を行う装置。

NGO (P.42)

non-governmental organization を略して NGO。平和・人権問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

NPO (P. 7, 32, 37, 42, 67)

non-profit organization を略して NPO。営利を目的とせず、公益のために活動する民間の非営利団体。

か

拡大生産者責任 (P.76)

製品の製造者が、その製品に対して、性能だけではなく、その製品の廃棄まで含めて、環境に対する影響についての責任を持つということ。

学校教育評価 (P.32)

当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行うこと。その結果に基づき、学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努める。

学校支援地域本部 (P.32, 33)

地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域の連携体制を構築する事業。地域の教育力向上を図る取組みとして平成20年度(2008年度)から実施している。

学校評議員 (P.32)

当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解および識見を有するもののうちから、教育委員会が委嘱し、学校運営に関して意見を述べることができるもの。

管渠 (P.80)

道路の地下に埋設した、汚水や雨水を速やかに排除する管。

基盤施設 (P. 9, 11, 14, 61, 62)

道路、公園、下水道等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

グローバル化 (P. 3, 6, 66)

人・資金・技術などが国家を越えて移動することにより、経済活動や社会活動などが地球規模でつながり、広がっていくこと。

救急安心センター (P.83)

24時間365日体制で救急医療相談を受け付ける窓口。相談の受付を担う「相談員」、救急医療相談に応じるための「看護師」、医学的見地から、より高度な救急医療相談に応じるための「医師」を配置している。

行政コスト計算書 (P.91)

コストという側面から一年間に実施された地方公共団体の活動実績に関する情報を把握するもの。行政活動を提供するために、要した現金支出のみならず、減価償却費や退職給与引当金等の非現金支出を含めたコスト情報を把握することができる。

経常一般財源 (P.93)

自治体財政運営の基本となるもので、毎年度経常的に収入され、自由に使用できる財源のこと。普通税、普通交付税、地方譲与税などが該当する。

下水処理場の高度処理化 (P.80)

大阪湾などの富栄養化の原因となっている窒素やりんを除去することができる処理方法。

減災 (P.82)

災害時において発生し得る被害を最小化するための取組み。

建築協定 (P.60)

建築基準法第69条に基づくもので、地域に合ったまちづくりを進めるため、建築の敷地、位置、構造、用途、意匠等について、土地所有者等が締結する協定。

高次脳機能障害 (P.54)

交通事故や転倒などによる外傷性脳損傷や、脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血などの脳血管障害による脳損傷のほか、脳腫瘍、低酸素脳症など、さまざまな原因で脳の一部が損傷を受けた結果、記憶、意思、感情などの高度な脳の働き（機能）に現れる障害。外見からはわかりにくく、周囲の理解を得られなかったり、本人や家族自身も生活上の支障の原因を正しく理解できないことも多い。

後発医薬品 (P.47)

ジェネリック医薬品とも言われ、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品として販売される薬のこと。新薬に比べて価格が安いのが特徴。市民が医療機関で支払う窓口負担の軽減や保険者の医療費の適正化など、利点が多く普及が期待されている。

交流人口 (P. 6, 24, 38)

通勤、通学、スポーツ、買い物、観光などにより、その地域を訪れる（交流する）人口。

コミュニティ道路 (P.85)

幹線道路から生活道路へ抜け道として利用する通過車両の流入や速度を抑制するため、道路を蛇行（スラローム）させたり、不規則な曲がり角（クランク）を設けたりする整備手法。

さ**災害時要援護者 (P.81, 83)**

災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの防災行動をとる際に、支援を必要とする人々。

支援教育 (P.30)

障害のある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導および必要な支援を行うこと。

事業場 (P.74)

物の製造や加工以外の事業活動のために使用される事業所。病院、商業施設、廃棄物焼却場などが該当する。

自主防災組織 (P.81, 83)

「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という連帯意識に基づき、自主的に防災活動を行う地域組織。阪神淡路大震災時に地域の住民による救助（共助）が大きな役割を果たした教訓から、本市では平成8年（1996年）より組織結成が始まった。

社会インフラ (P.11)

生活や産業の基盤となる公的な施設。

社会的入院 (P.54)

本来の治療目的で病院に留まるのではなく、治療の必要なく長期入院を続ける状態、または、その状態にある人のこと。

循環型社会 (P.75)

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、環境への負荷ができるかぎり低減される社会。

消防緊急情報システム (P.82)

緊急通報から事案終了までを、「自動出動装置」「地図検索装置」「発信地表示システム」等の連動により、災害地点を瞬時に検索し、災害地点から近い消防車両を自動的に編成して迅速な出動を行うITを駆使した最新鋭の通信指令システム。

食育 (P.31)

食事の重要性、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心、望ましい食習慣の形成、各地域の産物、食文化等を理解することなどを総合的にはぐくむ教育。

食農教育 (P.68)

食の問題や農業・農村の役割と現状について理解を深める教育。

新エネルギー (P. 3, 73, 74)

バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー。地球温暖化への対策の一環として積極的な利用が進められている。

親水空間 (P.12, 15, 70)

河川や公園などで、治水機能だけではなく、水にふれ、接するなど、水と親しむことができる空間のこと。

スーパー堤防 (高規格堤防) (P.61)

洪水や地震等に対する安全性をより高めるため、堤防に隣接する土地を堤防の高さまで盛土して一体化させ、幅の広い、勾配の緩やかな構造とした堤防。

生活道路 (P.15, 62)

通勤・通学、日常の買い物、近隣との往来、公共施設への出入など市民が日常の生活に使用する道路。

生産緑地 (P.67)

生産緑地法に基づき、農地として管理する事を義務付けられた保全する農地。

総合型地域スポーツクラブ (P.36)

生涯スポーツ社会の実現を図るため、地域住民による自主的・主体的な運営で、地域を拠点とし、子どもから高齢者まで誰もがさまざまなスポーツに参加できるスポーツクラブ。

た**地域コーディネーター (P.33)**

中学校やその校区内の小学校の求めに応じ、登録した住民のボランティア活動の調整を行う人。

地域地区 (P.60)

建築物の用途・規模・形態等の規制・誘導を通じて、市街地のあるべき土地利用の姿を実現するための都市計画制度で、用途地域、防火地域、高度利用地区、風致地区等がある。

地域包括支援センター (P.56)

介護保険法により定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、市町村で設置が義務づけられている。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、それぞれの専門性を生かし相互連携しながら業務にあたっている。現在、守口市内に6カ所設置をしている。

地区計画制度 (P.60)

都市計画法で定められている制度のひとつ。街区あるいは共通した特徴を有する場所を範囲とする「地区」を単位として道路や公園等の配置や建築物の用途・形態等に関する事項を一体的に定める計画。

地産地消 (P.67)

地域で生産された農産物を、その地域（地元）で消費すること。

中学校校区連携推進協議会 (P.33)

中学校区ごとに幼稚園、小学校および中学校における教育活動の活性化を推進するための組織。

長期優良住宅 (P.77)

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」により認定される住宅。構造や住宅設備等について、一定の基準が設けられており、長期にわたって使用可能な質の高い住宅のこと。

定住人口 (P. 6)

その地域に居住している人口。

特定健康診査 (P.47)

糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査。とりわけ内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診項目となっている。

都市計画 (P.60)

都市生活の健全な発展をめざして、各種施設の秩序ある整備を図る総合的計画。人口・産業等の発展を想定し、住宅・商工業地域、公共施設、公園・緑地等を適切に配置し、市街地を開発、上下水道や交通網を整備する等、都市の環境の整備・改善をおもな内容とする。

都市計画道路 (P.15, 18, 62)

都市の骨格を形成し、都市交通における最も基幹的な道路として都市計画法に基づいて定められたもの。

都市計画の提案 (P.60)

土地所有者、まちづくり NPO、まちづくりのための開発事業の経験・知識のある団体等が、一定の条件を満たした場合、必要とする都市計画の決定権者に提案できるという制度に基づく提案のこと。

土地の高度利用 (P.17, 60)

道路などの公共施設の整った地域で、公共空地の確保や中高層建築の誘導などにより、限られた土地を効率的に利用すること。

な**なにわの伝統野菜 (P.67)**

おおむね100年前から大阪府内で栽培されてきた大阪独自の野菜で、現在「守口だいこん」を含む17品目が登録されている。

難病 (P.54)

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病。

西三荘ゆとり道 (P. 9, 12, 15, 18, 70)

鶴見緑地で開催された「国際花と緑の博覧会」を契機に、鶴見緑地と淀川河川公園を結ぶ本市の歩行路ネットワークの骨格として整備された歩行路15号線の愛称。鶴見緑地と菊水通1丁目までの総延長約1,850mで、「花のゾーン」、「水のゾーン」、「フィットネスゾーン」、「文化・教養ゾーン」、「緑と空間のゾーン」の5つのゾーンから構成されており、市の花サツキを主体に色々な樹木や花、施設に変化を持たせ、通る人々にゆとりと潤いの感じられる歩行路として整備している。

寝屋川流域総合治水対策 (P.80)

寝屋川流域において、河川や下水道の整備を進めるとともに、流域の保水・遊水機能を人工的に取り戻そうという考え方に基づく総合的な治水対策。

ノーマライゼーション (P.53)

「普通なものにする」こと。障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、施設等の中でしか暮らせない社会は、「普通でない（アブノーマルな）社会」であり、障害のある人等様々な人を当然のこととして包括し、地域の中で他の人々と同じように生活を送ることができる社会こそ「普通の（ノーマルな）社会」であるという考え方。

は

発達障害 (P.31, 54)

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの総称。発達障害のある人（児）は、円滑な対人関係をもつことや、周囲の状況を察知することなどが苦手で、学校や職場であつれきを生じやすく、またその原因を個人の性格やしつけの問題と誤解されがちで、生活上さまざまな困難がある。近年、原因は脳の機能障害であり、早期の適切な支援により社会性等の発達が可能であることが明らかになってきた。平成17年4月には、発達障害のある人の自立及び社会参加への支援について定めた「発達障害者支援法」が施行された。

バランスシート (P.91)

一定の時点における地方公共団体の資産、負債等の状況を明らかにするもの。税金の投入などによって整備された資産構成や、将来返済しなければならない負債等のストックに関する情報が把握できる。

フェニックス事業 (P.76)

大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図るもの。

防火・準防火地域 (P.82)

都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地における火災の危険を防ぐため建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる地域。

防災協力農地 (P.68, 82)

災害時に「避難空間」「復旧用資材置場」「支援物資等集積場」などに活用できる農地。

防犯委員会 (P.86)

警察と行政が連携しながら、各種犯罪の予防や青少年の非行防止を図り、「安全・安心なまちづくり」を目的とした組織。市民が地域ごとに組織した守口市防犯委員会、商業団体が組織した守口特別防犯委員会、事業所等が職域における治安確保のために組織した守口特設防犯委員会がある。

ま**民生委員・児童委員 (P.50, 55, 57)**

「民生委員法」及び「児童福祉法」に定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立って、社会福祉の増進に携わる人。すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行う。

モータリゼーション (P.17)

自動車が普及し、日常生活での自動車使用が一般化していること。

もりぐち・かどま健康21 (P.47)

市民が主体的に健康づくり運動に参画し、健康で生き生きと充実した生活（人生）を送ることをめざし、多様な関係機関や団体に関わり平成14年(2002年)3月に策定。多くの市民の健康意識の向上のため、「GNPPK：めざせ元気で長生きぴんぴんくらす」を合言葉に、生活習慣改善の7つの行動分野（「栄養・食生活」「運動・身体活動」「休養・こころの健康」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」「健診と事後指導」）に取り組んでいる。

や

ユニバーサルデザイン (P.18, 61, 62)

文化・言語の違いや老若男女の差異、障害、能力を問わずに、「誰もが」利用しやすい施設等の設計をすること。

ら

ライフステージ (P.14, 47, 54)

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯を段階区分したもの。人生の各段階。

ライフライン (P.15)

電気・ガス・上下水道・電話などの生活を支えるために必要な設備や施設。

ローリングシステム (P. 4)

長期計画の実施過程で、計画と実績の間に食い違いが生じていないかを毎年チェックし、違いがある場合は計画を再編成して目標の達成を図る方式のこと。

わ

ワーク・ライフ・バランス (P.46)

男女がともに人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動を自らの希望にそってバランスを取りながら展開できる状態。